



島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第81号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

広域連合の規約変更の許可

（市 町 村 課） 2

島根県農林水産業共同研究等取扱要綱の一部改正

（農林水産総務課） 2

告 示**島根県告示第245号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成28年3月28日付けで雲南広域連合の規約の変更を許可したので、同条第5項の規定により告示する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第246号

島根県農林水産業共同研究等取扱要綱（平成3年島根県告示第244号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2条中「農業技術センター以外の研究機関」を「畜産課家畜病性鑑定室及び水産技術センター」に、「農業技術センターにあっては農業技術センター」を「中山間地域研究センター、農業技術センター及び畜産技術センターにあっては各センター」に改める。

第3条中「又は農業技術センターの長」を「、中山間地域研究センターの長、農業技術センターの長又は畜産技術センターの長」に改め、「この章において」を削る。

第11条中「農業技術センター以外の研究機関」を「畜産課家畜病性鑑定室及び水産技術センター」に、「農業技術センターにあっては農業技術センター」を「中山間地域研究センター、農業技術センター及び畜産技術センターにあっては各センター」に改める。

第12条中「知事又は農業技術センターの長（以下この章において「知事等」という。）」を「知事等」に改める。

第20条中「知事」を「知事等」に、「委託者等」を「共同研究」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 共同研究者が国、独立行政法人又は地方公共団体である場合

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの告示による改正前の島根県農林水産業共同研究等取扱要綱第2条又は第11条の規定により知事に対してなされた申請で、施行日以後は中山間地域研究センターの長又は畜産技術センターの長が契約を締結することになる研究に係るものは、この告示による改正後の島根県農林水産業共同研究等取扱要綱第2条又は第11条の規定により中山間地域研究センターの長又は畜産技術センターの長に対してなされた申請とみなす。